

福祉生活病院常任委員会資料

(平成27年8月21日)

〔件 名〕

- 1 「第1回鳥取県水素エネルギー推進ビジョン検討会」の概要について
(環境立県推進課) ··· 1
- 2 次世代自動車普及促進事業の取組状況について
(環境立県推進課) ··· 4
- 3 公害紛争処理法に基づく公害調停の終結について
(環境立県推進課) ··· 6
- 4 「第42回中海水質汚濁防止対策協議会」等の概要について
(水・大気環境課) ··· 7
- 5 淀江産業廃棄物管理型最終処分場の整備に係る検討状況について
(循環型社会推進課) ··· 8
- 6 第4回アジア太平洋ジオパークネットワーク山陰海岸シンポジウムの開催に係る準備状況について
(緑豊かな自然課) ··· 10
- 7 鳥取砂丘での砂丘スポーツ等の実施に関するガイドラインの策定について
(砂丘事務所) ··· 12
- 8 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について
(住まいまちづくり課) ··· 14

生 活 環 境 部

「第1回鳥取県水素エネルギー推進ビジョン検討会」の概要について

平成27年8月21日

環境立県推進課

1 経緯等

国では、昨年4月に閣議決定された「エネルギー基本計画」において、究極のクリーンな二次エネルギーである水素を本格的に利活用する「水素社会」の実現に向けた取組を加速させることとしている。

こうした状況下、本県でも「水素社会」の実現に向けて、中長期的なビジョンを策定するため、有識者による検討会を設置したところである。

このたび、第1回検討会を開催したので、下記のとおりその概要を報告する。

記

2 第1回検討会（7月23日開催）の結果概要

※ビジョンの骨子案は別添のとおり

【委員からの主な意見・提案】

- 水素の取り組みは、長い年月がかかるが、水素の特徴や再生可能エネルギーへの寄与などの利点について、県民に実際に知っていただくプロジェクトが重要。（大聖座長）
- 自動車を走らせるだけでなく、水素を「つくる」「つかう」「つなげる」という観点で取組む必要があり、将来的には、再生可能エネルギーや余剰電力の活用が肝要。（矢内委員）
- まずは、当面の水素社会を県民にPRするとともに、学習できる環境を整備するため、スマート水素ステーションを整備し、県民に水素を身近に感じてもらうことが重要。（児嶋委員代理：田中常務）
- 水素教育については、自動車だけでなく、複合的に暮らしも見せないと不十分。（大聖座長）
- 我慢する省エネではなく、より快適で便利な省エネ住宅づくりなど水素利活用による暮らしを県民へ提示すべき。（石田委員）
- 水素社会は、生活の質を高めながら、CO₂排出量をゼロにしていくことがゴールであり、まずは、緊急時対応も可能なエネルギーの家産家消を推進すべき。（矢内委員）
- 水素の環境教育には、小学生から大人まで学べるコンテンツ等が必要。（川端委員）

【検討会メンバー】

大聖早稲田大学大学院教授を座長とし、以下の7名の有識者で構成。

委員名	所属団体	役職等
大聖 泰弘	早稲田大学 大学院	環境・エネルギー研究科長
児嶋 太一	鳥取ガス(株)	代表取締役社長
矢内 伸幸	本田技研工業(株)	法人営業部 担当部長
石田 建一	積水ハウス(株)	執行役員 環境推進部長
川端 由美	モータージャーナリスト	カーオブザイヤー選考委員
沖本 憲司	環境省 水・大気環境局	自動車環境対策課 課長補佐
大原 晃洋	中国経済産業局	電源開発調整官

3 今後のスケジュール

9月～11月頃、随時検討会を開催し、年度内に策定、公表する。

ビジョン策定の趣旨について

1. 背景

2011年に発生した東日本大震災を機に、我が国のエネルギー事情は大きく変化し、2014年4月、新たなエネルギー政策の方向性を示すものとして、「エネルギー基本計画(第4次)」が閣議決定された。その中で、水素は多様な一次エネルギー源から様々な方法で製造でき、気体、液体など様々な貯蔵・輸送が可能であり、利用方法次第では高いエネルギー効率、低い環境負荷、非常時対応等の効果が期待され、将来の二次エネルギーの中心的役割を担うことが期待されるとしており、水素を本格的に利活用する「水素社会」の実現に向けた取り組みを加速させることとしている。

また、経済産業省では、「水素社会」の実現に向けて、エネファーム(家庭用燃料電池)の普及拡大、FCV(燃料電池自動車)市場の整備に加え、水素発電の本格導入といった水素需要の拡大や、水素サプライチェーンの構築の必要性を示した「水素・燃料電池戦略ロードマップ」を2014年6月に策定した。

2. 策定への経緯

2014年11月17日に本田技研が量産型FCVとSHS(スマート水素ステーション)を公表し、翌日、トヨタは、FCV「ミライ」を公表し翌月から販売を開始したことにより、水素に対する世の中の関心が高まってきた。また、自治体レベルにおいても水素インフラ整備を中心に取り組みが加速している中、鳥取県として2016年を「水素元年」と位置づけ、「水素社会」実現に向けた取り組みについて、2030年の数値目標を掲げ、中長期的な視点でビジョンを策定し、具体的な取組を展開していくこととする。

なぜ今、「水素社会」なのか??

我が国のエネルギー政策にとって、CO₂削減、エネルギーセキュリティなどから再生可能エネルギー推進が必要。しかしながら、再エネは、不安定かつ効率的な蓄電が不可能であり、現存のコストも含めた技術では、解決できない問題が数多く存在。
○電気は、効率よく蓄電することが困難。また化石燃料を必要。
○水素は、あらゆる手段で製造でき、枯竭しないエネルギー。また、貯留が可能。
★将来、二次エネルギー(電気・熱)として、水素が活躍する時代が到来!!

「水素社会」の実現により、再生可能エネルギーを飛躍的に拡大!



製造・輸送・貯蔵の各段階でCO₂排出が生じるため、システム全体でのCO₂排出削減量の評価が不可欠

鳥取県の目標と方針

ビジョンの骨子

【目標年】
2030年 ※2020年の短期目標もロードマップに掲げる

【数値目標】
現在、改訂中の国のロードマップを参考にしながら、以下の目標項目を設定する。
 ①水素ST整備基數 ②FCV普及台数 ③家庭用エナファーム普及台数

【取組方針】
FCV導入加速に向けた環境整備と家庭・事業所の省エネ・再エネ化の推進し、
日本海側のトップランナーを目指す。

計画期間について

2030年目標に中期計画として数値目標を掲げ、当面5年間の具体的な取組を示す。

数値目標について

①2020年までに、鳥取県東部地域において、再エネST、商用STをインフラ整備し、その後、
2030年までに、県全体へ水素インフラを整備していく。

②FCVの普及台数については、政府の「自動車産業戦略2014」で2020年の新車販売台数のうち
1%未満、2030年は1~3%で目標設定している。本県の販売シェア目標を政府戦略を根拠に、
2020年までは、平均0.5%、2030年までは、平均1.5%のシェアにしていくことをベースとして、
日本海側におけるトップランナーとなりえる目標台数を設定する。

③FCバスの普及台数については、2017年度を目処に導入を目指し、東部エリアから順次、県全域
へ普及させていく。

施策展開のイメージ

【フェーズ1】 水素エネルギーの環境拠点の整備(スマート水素STとスマートハウス)

①再エネ由来の水素供給インフラとして、スマート水素ステーション(SHS)を整備。
 ②オシダスマートホーリングシステム(HSHS)の実証スマートハウスとして、SHSとあわせて整備。

2016年は、鳥取県として「水素元年」
水素社会実現への第一歩としてシンボリックなプロジェクトを構築

【フェーズ2】 各家庭への補助制度を創設し、県民生活の省エネ・再エネ化を促進

①スマートハウス実証拠点を整備することにより、県民に体感させる普及啓発を展開し、次世代型のエコハウスを体感する。
 ②スマートハウスで整備するHEMSなどエネルギー・マネジメントシステムやエナファーム、V2Hなど設備整備に対して、モデル的に補助。
 ③スマートハウス実証拠点を子どもへの環境教育や温暖化防止推進員等の講習会等の場として活用し、環境の人材育成拠点とする。

【フェーズ3】 関西から山陰地方への玄関口として、県東部へ商用STを整備

①山陰地方の玄関口として、県東部エリアに、商用水素ステーション(オンサイト方式:天然ガス改質等)を整備検討する。
 ②あわせて、県西部エリアにおいてもオンサイト方式の商用水素ステーションを整備検討。
 ③FCV普及を促進するイベントなど県内事業者や県民へ普及開発を展開していく。

【フェーズ4】 広域連携により水素サプライチェーンを形成し、オフサイト商用STを整備

①広域連携により、周南コンビナートや水島コンビナートの副生水素や大阪の水素製造工場からの水素供給体制の構築を検討していく。
 ③オフサイト方式による水素STを県内3箇所で整備・検討し、FCV使用領域を県下全域に拡大させる。

次世代自動車普及促進事業の取組状況について

平成27年8月21日

環境立県推進課

「鳥取県第2期EV・PHVタウン構想」(H27.3策定)に基づき、次世代自動車を普及促進するため、岡山県との連携による「蒜山大山EV・PHVエコドライブグランプリ」を秋に開催するほか、充電インフラ整備の促進や公用車への率先導入を図っているところであり、その概要について報告する。

1 蒜山大山EV・PHVエコドライブグランプリ

国からEV（電気自動車）・PHV（プラグインハイブリッド自動車）の普及促進モデル地域として指定されている鳥取岡山両県が連携し開催することで、県内外に両県の優れた走行環境をアピールするとともに、自然環境・観光資源について情報発信する。

※中四国地域では、鳥取県、岡山県のみモデル地域指定されている。

【日 時】10月4日（日）10：00～16：30

【場 所】西部総合事務所 ※岡山県側は、真庭市役所

【主催者】鳥取・岡山EV・PHV普及連携プロジェクト実行委員会

【参加者】鳥取・岡山両県計20組

【募 集】8月3日（月）～9月10日（木）※応募多数の場合は抽選

【内 容】両県の充電器を活用しながら、主催者が指定する観光地等を巡り、マイカー やレンタル車（EV・PHV限定）でゴールを目指す。（EVでは電費を、PHVでは燃費をそれぞれ競い、上位入賞者を表彰）

【その他】西部総合事務所の会場では、鳥取県及び経産省の共催でEV試乗会や最新のエコカー展示や外部給電の披露など親子で楽しめるイベントも併せて開催する。

2 公用車の率先導入

今年度は、以下のとおり、計10台のEV・PHVを導入し、次世代自動車の普及啓発を展開している。

(1) EV

三菱の新型アイミーブ3台を東部庁舎と中・西部総合事務所へ導入し、官民カーケアリングとして運用。（土日は県民も利用可能）※旧型アイミーブの更新

(2) PHV

三菱アウトランダー、ホンダアコードの計2台を本庁舎へ導入。

災害など緊急時には、給電車両として避難所等で活用していく。

(3) 鳥取県コムスシェア実証プロジェクト

トヨタコムス（一人乗り電動車両）を公用車として5台導入し、平日も含め県民とカーシェアリングする全国初となる実証事業を開始（8月18日～）した。

本庁舎2台、東部庁舎、中・西部総合事務所に各1台配備し、県民へ新たな移動手段等の提案・普及啓発を展開する。

〔参考〕鳥取県第2期EV・PHVタウン構想の概要 ※計画期間は2020年まで

【取組方針】次世代型エコツーリズムの創造と県民のライフスタイルの転換を目指す。

【数値目標】①充電器設置基數 527基 ②EV・PHV普及台数 3,300台

（進捗状況）7月末時点：充電器154基 EV・PHV 665台

~自然豊かなルートを次世代のエコドライブで巡ってみませんか~

蒜山大山 EV・PHV エコドライブ グランプリ

2015.

10/4 日
10:00~16:30

岡山：真庭市役所（発）
→鳥取県西部総合事務所（着）

マイカー／国内で市販されているEV・PHV
レンタリ車／三菱アイミーブ、三菱アウトランダー、日産リーフ

鳥取：鳥取県西部総合事務所（発）
→真庭市役所（着）

マイカー／国内で市販されているEV・PHV
レンタリ車／ホンダアコード、トヨタプリウス、三菱アウトランダー

参加者全員に地域特産品、上位入賞者にはペア宿泊券などをプレゼント！

鳥取・岡山両県の充電器を活用しながら、主催者が指定するチェックポイント（観光地等）を巡り、マイカーもしくはレンタル車（EV・PHVに限ります）でゴールを目指します。EVは電費、PHVは燃費で競い、上位入賞者を表彰します。また、各チェックポイントに設置されたご当地クイズに答えて「クイズ王」を目指そう！！

【募集期間】

平成27年 8月3日(月)～9月10日(木) ※必着

【募集数】

鳥取・岡山各県 20チーム ※応募者多数の場合は抽選

【使用車両】

①EV・PHVをお持ちの方……マイカー ※車種自由
(国内で市販されているもの)

②EV・PHVをお持ちでない方……事務局が準備するレンタル車
岡山発：三菱アイミーブ、三菱アウトランダー、日産リーフ
鳥取発：ホンダアコード、トヨタプリウス、三菱アウトランダー

【参加費用】

無 料 ※ただし、飲食費、施設入場費、
発着会場までの往復交通費等は自己負担

【申込方法】

裏面のエントリー用紙に必要事項を記入し、郵送、FAX

又は、特設ホームページの入力フォームから申し込み

※エントリー用紙はホームページからもダウンロード可能

ホームページ/<http://www.eco-evdrive.jp>

【応募先】

郵 送／〒700-0975 岡山県岡山市北区今2丁目18-22
株式会社オフィスダン内

「蒜山大山EV・PHVエコドライブ・グランプリ」受付窓口 宛

FAX／086-239-2988

お問い合わせ：蒜山大山EV・PHVエコドライブ・グランプリ受付窓口

☎ 086-239-2833

又は、鳥取県環境立県推進課 ☎ 0857-26-7874
岡山県新エネルギー・温暖化対策室 ☎ 086-226-7298

主催：鳥取・岡山EV・PHV普及連携プロジェクト実行委員会

公害紛争処理法に基づく公害調停の終結について

平成27年8月21日
環境立県推進課

公害紛争処理法第26条第1項の規定に基づき、県民等から県営病院事業管理者を被申請人とした公害調停が申請され、3人の調停委員からなる鳥取県公害紛争調停委員会（事務局：県環境立県推進課）を設け、紛争の解決に当たっていたところである。（なお、公害調停は非公開）

調停委員会では、これまで6回の調停期日の開催等手続きを進めた結果、このたび調停委員会の提示した調停条項を当事者双方が受諾し、本件調停は終結したのでその概要を報告する。

1 事件の概要等

項目	内容
申請受付年月日	平成24年7月19日
申請人	A、B（鳥取県在住）、C（東京都在住） 計3名
被申請人	鳥取県営病院事業管理者
公害に係る事業活動の行われた場所	鳥取県立厚生病院
被害の生じた場所	申請人の住所地（倉吉市）
申請の理由	被申請人の事業活動で生じた風害・騒音・振動により精神的ストレス被害を受けたほか、度重なる拡張工事により自宅の破損及び敷地の地盤沈下等で不動産価値の損失を被った。
終結年月日	平成27年8月6日
終結区分	調停成立
調停条項の主な内容	○申請人が求める調停事項のうち、風害に関しては、申請人主張の強風発生の頻度増加を勘案し、防風フェンスの設置による風対策を行う。 ○今後は施設の運用等に際し、環境保全上の支障の低減に努め、近隣住民から意見があった場合は誠実に対応し、適切な対策を実施する。

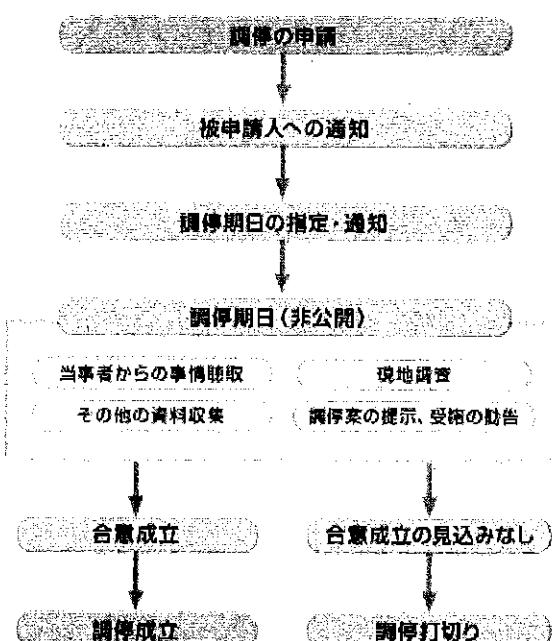
2 参考（公害紛争処理制度について）

公害紛争処理制度は、民事上の公害紛争の迅速・適正な解決を図ることを目的として、公害紛争処理法に基づき設けられた制度であり、都道府県は管轄に応じて、あっせん、調停、仲裁の3つの紛争処理手続きを行うこととなっている。

このうち調停とは、調停委員会が紛争の当事者を仲介し、双方の互讓による合意に基づき紛争の解決を図る手続き。

鳥取県では、平成11年の公害調停（打切り）以来、13年ぶりの申請で、8件目。

調停手続の流れ



「第42回中海水質汚濁防止対策協議会」等の概要について

平成27年8月21日
水・大気環境課

「第42回中海水質汚濁防止対策協議会」を開催し、中海の水質の現状、第6期湖沼水質保全計画（平成26～30年度）の進捗状況などを報告するとともに、関係省庁（国土交通省、農林水産省、環境省及び財務省）のほか鳥取・島根両県選出国會議員へ中海の水質浄化対策事業に関する要望活動を行ったので、その概要を報告する。

中海水質汚濁防止対策協議会（設立：昭和51年）

目的：中海の水質保全のための情報収集、鳥取・島根両県及び関係市の連携による汚濁防止対策の促進
構成員：鳥取・島根両県の県議会議員（H27：13名）、両県関係部局長、沿岸市の市長・市議会議長

1 開催日等

協議会：平成27年8月5日（水）於米子、要望活動：平成27年8月6日（木）於東京

2 会議の概要

（1）水質測定結果

現行の調査を開始した昭和59年以降の結果では、良好な値であった。

項目	目標値 (mg/L)	H23	H24	H25	H26 結果 (mg/L)	最高地点における経年変化の状況
COD※	5.1	5.4	5.4	5.6	5.0	S59年以降で最低値
全窒素	0.46	0.56	0.63	0.64	0.58	過去の変動範囲内で低めの値
全りん	0.046	0.073	0.068	0.070	0.052	59年以降で最低値

※COD（化学的酸素要求量）：湖沼水質の有機物による汚濁状況を示す指標。濃度が高いほど、水質が悪いことを表す。

（2）主な報告内容

項目	概要
中海底質調査結果 (H24年度～：両県連携)	・窪地内の滞留水の交換頻度をシミュレーションで解析した結果、形状が比較的狭く深い窪地では40～60日程度大規模な水交換が起こらないことが判明。 →周辺の水質に与える影響について、引き続き調査する。
中海流入河川一斉調査結果 (H25年度～：国、両県、沿岸市連携)	・中海へ流入する河川の水質及び流量を国、両県及び沿岸市で一斉に調査し、流入する汚濁負荷量を見積った結果、加茂川・旧加茂川流域は流域面積の割に流入負荷量が大きい。→効果的、効率的に対策を実施できることが推察される。
中海の海藻刈りによる栄養塩循環システム自立支援事業 (H23年度～：両県連携)	・H23年度から、水質浄化と未利用資源の活用策として、委託実施してきたが、H26年度からは自立を促すため補助制度へ移行し、2事業者に海藻回収経費の一部を助成した。
米子湾における水質浄化対策 (新規：鳥取県)	・流動発生装置の実証試験を実施中。（H27年7～10月） →実証試験後、底層の貧酸素化の抑制効果の検証等を行う。
中海環境モニタリング検討ワーキンググループの設置 (新規：国、両県連携)	・両県や国交省が実施している中海の環境モニタリング手法やデータの分析評価について学識経験者の意見を聞きながら今後のモニタリングのあり方を検討するため、ワーキンググループを設置。（H27年6月）

（3）国への主な要望事項

- ・浅場造成等に加え海藻回収や窪地対策等、水質浄化対策を河川管理者として積極的に推進すること【国土交通省】
- ・下水道事業の執行に必要な予算枠の確保及び国費率、地方交付税措置の嵩上げをすること【国土交通省】
- ・汚濁原因など解明のための水質流動モニタリング等の強化を行うこと【国土交通省】
- ・汚濁原因など解明及び海藻の果たす自然浄化機能等の調査研究を推進すること【環境省】

（4）協議会での主な意見

- ・窪地が水質に与える影響を調査しながら対策を検討すべきという協議会での意見を、中海会議で報告すること。
- ・海藻肥料を使用し生産した米を、農林水産部局と連携して食味値等の計測を行い販路拡大を推進すべき。

淀江産業廃棄物管理型最終処分場の整備に係る検討状況について

平成27年8月21日
循環型社会推進課

(公財)鳥取県環境管理事業センター（以下「センター」）は、産業廃棄物管理型最終処分場（以下「処分場」）の設置運営主体となったことから、民間事業者が作成した事業計画(案)等の検証作業を行っているが、8月6日にセンターからこの一次報告を受けたので、その内容等について報告する。

1 検証作業に係る一次報告について

センターは事業主体として、より環境に安全で安心な事業計画とする観点から、別のコンサルタントに委託して従来の事業計画案全体（民間事業者が作成）を審査検討している。

これの一次報告として「設計図書審査」に関する審査結果をとりまとめ、県に報告があった。

‐‐<一次報告の概要>

○当初計画は、地盤条件等について良好な状態を前提に設定されており、施工上十分な配慮が必要。前提条件を満たすため別途対策費が必要な場合あり。

<具体例>

①現計画は、既設の一般廃棄物最終処分場（以下「一廃処分場」）と運営者が同一民間事業者のため、防災調整池など既設一廃処分場と連係させた設計だが、主体変更に伴い一廃処分場と地下集排水の管理区分を明確にするための対策が必要。

②次の事項や水処理設備の計画流入水質設定根拠などについて、類似処分場での技術情報等を勘案するなど、より深い検討を行う必要がある。

・上部擁壁の基礎地盤は埋立廃棄物であり、構造物の安全性確保の観点から十分な配慮が必要であり、地盤改良が必要な場合は遮水シートへの余分な負荷・破損リスクにも配慮が必要。また、下部擁壁の遮水シートを施工する際にも十分な配慮が必要。このため、「区画割擁壁」に替わる案を検討することも必要。

・遮水シートの安全性向上のため埋立期間と遮水工（遮水シート等）敷設範囲の関係などの考え方をより明確にすべき。

2 一次報告に対する県の指示について

上記報告を受け、センターに対して、より安全性が高まる事業計画となるよう次のとおり指示した。

‐‐<指示の概要>

センターは公的セクターとして、民間企業が施設整備を行う場合に比べ安全で安心な施設整備がさらに求められることから、下記事項や過去の検討経緯も踏まえ、よりリスクを低減できる方策の検討を行った上で事業計画を作成すること。

①センターとして事業計画を作成する場合には、よりリスクを低減していくため、一次報告を踏まえ擁壁に関するリスクの低減方策などの検討を行うこと

②下流側の一廃処分場との管理責任を明確にするため、地下集排水管等の配置計画などの検討を新たに行うこと。

③水処理施設の計画流入水質の諸元設定などの検討を深めること。また、埋立物の搬入検査について、その検査方法の検討も引き続き進めること。

④現計画を補完するだけにとどまらず、より安心・安全な施設となり得る計画がある場合は、それらも含めて幅広に検討した上で、最良の方法を選択し、事業計画を作成すること。

なお、構造変更など生活環境影響調査の諸元が変更となる場合は、生活環境影響調査の追加実施を行い、実施に当たっては住民にわかりやすい内容としていくこと。

注) 計画流入水質：処分場から浸出してきた水の水質(pH(酸性、アルカリ性の指標)、BOD(汚れの指標)、重金属等の濃度)であり、水処理施設を計画・設計する際の条件となるもの。

3 センター理事会の概要

センターは、8月19日に理事会を開催し、一次報告や県の指示を受け、民間事業者が検討していた事業計画について、よりリスクを低減する方策として別案も検討し、それを踏まえて事業計画を策定することを決定した。なお、出席理事からは一次報告の内容を確認する質問があった。

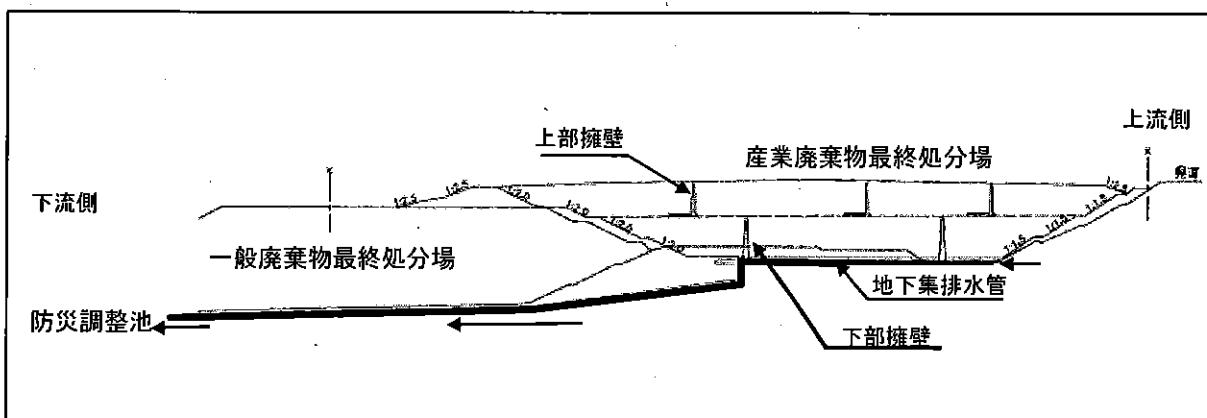
また、別案の検討経費は、当面資金が不足するため、県に対して必要な資金について支援を依頼することも併せて決定した。

4 今後の対応

○センターは、今後、別案の検討内容など事業計画策定に係る作業状況について、節目節目に地元関係自治会にお知らせしていく予定である。

○センターから8月20日に別案を検討する経費について、県に対して資金の支援要請があつたことから、この要請への対応について早急に検討していく。

【参考：淀江産業廃棄物管理型最終処分場断面図】



第4回アジア太平洋ジオパークネットワーク山陰海岸シンポジウムの開催に係る準備状況について

平成27年8月21日

緑豊かな自然課

観光戦略課

9月に開催する『第4回アジア太平洋ジオパークネットワークシンポジウム』の準備状況について、報告します。

- 1 開催日時 平成27年9月15日(火)～20日(日)
- 2 開催場所 京丹後市、豊岡市、香美町、新温泉町、鳥取市、岩美町
- 3 主催等 [主催] 第4回アジア太平洋ジオパークネットワーク山陰海岸シンポジウム組織委員会
アジア太平洋ジオパークネットワーク(APGN)
[共催] 世界ジオパークネットワーク(GGN)、日本ジオパークネットワーク(JGN)、日本ジオパーク委員会(JGC)
[後援] 外務省、文部科学省、経済産業省、林野庁、観光庁、日本ユネスコ国内委員会等
- 4 テーマ ジオパーク：ネットワークと人々の暮らし
- 5 参加予定者数 約580人(8月4日現在)
 - ・参加登録者数 470人(日本131人、中国167人、香港7人、台湾71人、韓国62人、ベトナム9人、マレーシア8人、インドネシア6人、タイ5人、ギリシャ1人、イラン1人、スペイン1人、イギリス1人)
 - ・関係者等 約110人(ポスターセッション参加者約50人、GGN・APGN・JGN等関係者約60人)

6 「APGN山陰海岸シンポジウム」日程

[]は、鳥取県で行う取組

日にち	開催地	9:00～12:00	12:00～13:00	13:00～17:00	16:30～17:30	18:00～20:00
15日 (火)	京丹後市			JGNガイドフォーラム APGN諮詢委員会		JGNガイドフォーラム交流会
16日 (水)	京丹後市	JGNガイドフォーラム APGN諮詢委員会		JGNガイドフォーラム現地ツアー APGN開会前ツアーオプション		アイスブレイクパーティー
17日 (木)	豊岡市	開会式／基調講演 (一般公開) ・マッキーバー 地球科学減災課長 ・ゾウロス GGN会長		分科会(参加登録者のみ) ・ジオパークマッチメントとネットワーク活動 ・ジオパークを目指して ・教育等(4分科会)	ポスター発表会 (参加ジオパークの取組等の英語による発表)	ウェルカムパーティー (まちバル)
18日 (金)	豊岡市 ほか	開会中ツアーオフ(豊岡市、香美町、新温泉町) GGN事務局会議(新規認定、再認定審査等)				
	鳥取市					ジオパーク大交流会(バードハット等)
19日 (土)	鳥取市 (鳥取環境大学)	全体会議／基調講演 (一般公開) ・黒田東京大学名誉教授 ・コモオAPGN代表 ・渡辺APGN諮詢委員、齊藤JGN事務局長 ・中貝山陰海岸GP会長		分科会(参加登録者のみ) ・ジオパークマッチメントとネットワーク活動 ・ジオパークを目指して ・地域づくり ・評価と勧告に基づく改善 ・ジオワーキング等(6分科会)	ポスター発表会 (参加ジオパークの取組等の英語による発表)	フェアウェイパーティー ・郷土芸能披露(因幡の傘踊り、麒麟獅子舞) ・宣言発表 ・GGN新規・再認定発表 ・次期開催地発表
		グルメ屋台村・物産展、移動かっこ館				
		子ども向け講演会	郷土芸能披露(貝殻節)	一般向けセッション、ジオパーク科学実験教室	ポスター発表会 (山陰海岸ジオパークの取組等を日本語で発表)	
20日 (日)	鳥取市、 岩美町	閉会後ツアーオプション ○鳥取砂丘－湖山池遊覧船－浦富海岸遊歩道－山陰海岸学習館				
21日 (月)	鳥取市、 岩美町	アクティビティツアーオプション Gバス及び山陰松島遊覧の運賃を割引による周遊促進				

7 鳥取エリアにおける主な事業の概要

(1) 情報発信、集客促進

- APGN期間中に、中国・韓国、台湾等のマスコミ、ブロガーを招致
- 10月頃に中国・韓国・台湾等の旅行関係者を山陰海岸ジオパークに招致するファムツアーアを実施

(2) 食や物産のPRと参加者との交流

- ジオパーク大交流会 [9月18日(金)17:30~、バードハット等]
 - ・国内ジオパークとの交流 (国内ジオパークのPR、ポスター掲示等)
 - ・鳥取グルメの提供 (屋台村約14ブース、市内飲食店約22店舗によるはしご酒)
 - ・郷土芸能披露 (傘踊り)、日本体験 (甲冑・浴衣の試着)
- 交流イベント [9月19日(土)9:00~18:00、鳥取環境大学]
 - ・鳥取グルメ屋台村・物産展 (屋台約10店舗、山陰海岸ジオパーク関係市町の特産品販売)
 - ・郷土芸能披露 (昼食時に貝殻節)、日本体験 (鳥取環境大学茶道部によるお茶の提供)
- 閉会式・フェアウェルパーティ [9月19日(土)17:45~20:30、鳥取環境大学] [公式プログラム]
 - ・郷土芸能披露 (因幡の傘踊り・麒麟獅子舞)
 - ・挨拶 (平井知事、尾池組織委員会委員長)
 - ・山陰海岸ジオパーク宣言
 - ・GGN新規認定・再認定地域の発表
 - ・次期開催地発表

(3) 一般県民の機運醸成・参加促進 [9月19日(土)、鳥取環境大学]

- 基調講演 (9:00~11:30) [公式プログラム]
 - 『仮題: 自然に学び、自然とつきあう』 講師: 黒田玲子東京大学名誉教授(2013年ロレアルユネスコ女性科学賞受賞)
 - 『仮題: A PGN の現況と将来の方向性』 講師: コモオ A PGN代表
 - 『仮題: 日本ジオパークの取組』 講師: 渡辺A PGN 諮問委員・齋藤J GN事務局長
 - 『仮題: 山陰海岸ジオパークの取組』 講師: 中貝山陰海岸ジオパーク会長
- 子ども向け講演会 (11:00~12:00)
 - 『山陰の海とおさかな』 講師: さかなクン・かにクン
- ジオパーク科学実験教室 (12:00~16:30)
 - 移動かっこ館、お菓子の材料を利用した断層再現、化石のレプリカづくり等
- 一般向けセッションI (13:30~17:00)
 - 『仮題: 山陰の深海の不思議』 講師: 海洋研究開発機構海底資源研究開発センター長 木川栄一氏
 - 『仮題: 地域資源としてのジオパーク活用』 登壇者: 世界ジオパーク加盟地域関係者
- ポスター発表会 (16:30~17:30)
 - 小中高校生等による山陰海岸ジオパークについての取組、研究の発表

(4) 県内観光地への誘導

- 会期中ツアーア (9月18日) の実施
豊岡市→山陰海岸学習館→松島遊覧→鳥取砂丘→鳥取駅
- 閉会後ツアーア (9月20日) の実施 [公式プログラム (オプション)]
 - 鳥取砂丘→遊覧船(鳥取港→浦富)→浦富海岸遊歩道→山陰海岸学習館
- 閉会後のアクティビティツアーア (9/21、浦富海岸でのシーカヤック体験ツアーア) の実施
- 鳥取県内ジオパークを巡る一般向けツアーア (9/20, 21、岡山・倉敷等発着) の実施
- APGN参加対象者を対象としたジオパーク等を巡るGバス・山陰松島遊覧の運賃割引 (9/19~21)
- 外国人1,000円タクシー・ループ麒麟獅子のホームページ等による周知

(5) 参加者の歓迎と案内

- 鳥取駅・鳥取砂丘コナン空港での案内対応 (9/18~20)
- 商店街・シンポジウム会場等での歓迎フラッグの掲示 (8月下旬~)
- 外国語対応サービスの充実
 - ・5月1日導入 テレビ通訳システム (鳥取砂丘事務所、鳥取砂丘ジオパークセンター、岩美町観光協会)
 - ・9月上旬導入予定 アプリを活用したジオスポットの外国語音声ガイド
 - ・事業者向け県民向け多言語電話通訳サービス

8 今後の予定

9月上旬に第2回APGN山陰海岸シンポジウム対策連絡会を開催し、関係の学術関係者、市町や商工団体等に対して、取組内容を説明した上で、参加や広報等について協力をお願いする予定である。

鳥取砂丘での砂丘スポーツ等の実施に関するガイドラインの策定について

平成27年8月21日
砂丘事務所

「日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例」の一部改正（平成27年4月1日施行）に伴い、観光客の安全と砂丘を利用したスポーツ活動の共存を図り、鳥取砂丘の魅力と価値の向上を図るため、砂丘スポーツ実施団体等と協議の上、下記のとおり「鳥取砂丘での砂丘スポーツ等の実施に関するガイドライン」を策定した。（平成27年9月1日施行）

今後、鳥取砂丘で安全、安心に過ごしていただけるよう、砂丘スポーツ実施団体及び関係機関と連携してガイドラインの広報に努める。

（参考：平成27年2月県議会での附帯意見）

このたびの条例改正の趣旨が、鳥取砂丘の利用を増進するための施策を充実させながら、より安心・安全な観光地をめざすものであることから、条例改正の趣旨を多くの砂丘利用者に適正に理解していただけるよう広報に努めるとともに、観光客の安全と砂丘を利用したスポーツ活動の共存を図るために、砂丘利用のガイドラインなどを活動団体等と協議しながら作成し、鳥取砂丘の魅力と価値の向上を図ること。

記

鳥取砂丘での砂丘スポーツ等の実施に関するガイドライン

1 策定の目的

鳥取砂丘の利用を増進するための施策を一層充実させるとともに、鳥取砂丘を観光客等がより安心、安全に過ごせる場所としていくことを目的として、「日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例」（以下「条例」という。）を一部改正したところである。

鳥取砂丘では、従来からスカイスポーツやサンドボードなどのスポーツ活動が安全に実施されてきているところであるが、観光客の更なる安全と砂丘を利用したスポーツ活動との共存を図りながら、条例を適切に運用し、スカイスポーツをはじめとするアクティビティの発展を通じた鳥取砂丘の更なる魅力向上と価値の向上につなげるため、ガイドラインを定める。

2 定義

本ガイドラインにおいて、用語の定義は次のとおりとする。

（1）砂丘スポーツ等

パラグライダー、ハンググライダー、サンドボード、無線による模型飛行機等（ドローンを含む。）の操縦、その他鳥取砂丘内で行われるこれらに類するものをいう。

（2）砂丘スポーツ等関係者

砂丘スポーツ等に関するスクールや体験会を主催する者、その他の砂丘スポーツ等を実施する者をいう。

（3）他の砂丘利用者

砂丘スポーツ等関係者を除く観光客等をいう。

3 基本姿勢

- （1）砂丘スポーツ等関係者は、条例の趣旨を理解した上、全ての砂丘利用者の安全確保に留意する。
- （2）砂丘スポーツ等に関するスクールや体験会を主催する者は、その参加者に対して適切な指導を行う。
- （3）砂丘スポーツ等関係者は、砂丘内外での条例の趣旨の啓発活動に協力する。
- （4）鳥取県及び砂丘スポーツ等関係者は、砂丘スポーツ等の実施に関し、他の砂丘利用者から意見が寄せられた場合には、情報共有し、適切に対応する。
- （5）砂丘スポーツ等関係者は、砂上での落書きや海浜での遊泳などの条例で禁止されている行為を発見した場合は、可能な範囲で注意喚起を行うとともに、鳥取砂丘レンジャー等に連絡し、情報共有に努める。
- （6）鳥取県及び砂丘スポーツ等関係者は、協議が必要な事項又は疑議等が生じた時は、お互いが誠意を持って対応する。

4 広報

鳥取県及び砂丘スポーツ等関係者は、協力して、ホームページ等により条例の趣旨が正しく伝わるよう広報し、鳥取砂丘が安心・安全に砂丘スポーツ等が楽しめる場所であることを周知していく。

5 実施時の情報共有

砂丘スポーツ等を実施する場合は、鳥取県及び砂丘スポーツ等関係者は、実施日、実施時の緊急連絡先等を情報共有する。

6 実施時の留意事項

砂丘スポーツ等を実施する者は、次のことに留意する。
(共通)

- ・気象条件（「天候、風向、風速、降雨等」をいう。以下同様。）により使用する機材等の制御が困難と判断される場合、日没や荒天などで他の砂丘利用者の存在が確認できない状況下では実施しない。
- ・実施前及び実施中には、他の砂丘利用者の存在状況や動線、気象条件を十分確認する。
- ・他の砂丘利用者の存在状況、気象条件、実施する者の技能等を十分考慮し、他の砂丘利用者との間に安全な距離を確保して他の砂丘利用者に不安を感じさせないように実施する。

(種目別)

○パラグライダー、ハンググライダー

- ・実施後は、景観に支障がないように原状回復に努める。

○模型飛行機等（ドローンを含む。）

- ・機体が目視できる範囲内で実施する。
- ・ドローンを使用する場合、操縦者と機体との間隔は概ね100m以内の目視できる距離を確保し、強風時（概ねの目安は風速毎秒5mを超える場合）の使用は控えるよう努める。

○サンドボード

- ・滑走区域に他の砂丘利用者が近接している場合若しくは近接する恐れがある場合は、他の砂丘利用者の安全が確保されたと認められるまで滑走しない。

7 連絡体制等

鳥取県及び砂丘スポーツ等関係者は、連絡名簿を作成し、必要に応じ情報共有や緊急連絡ができる体制を整備する。

8 その他

砂丘スポーツ等の新たな種目が行われる場合は、必要に応じ関係者と協議し、適切な利用のために必要な事項を定めることとする。

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

当初契約 主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額 (当初契約額)	工期	契約年月日 (当初契約年月日) 平成27年7月28日	摘要 住まいまちづくり課
くらしの安心局 住まいまちづくり課 (宮崎課)	県営住宅永江団地第七期住戸改善工事(52-4棟)(建築)	米子市永江	株式会社金田工務店 代表取締役 金田 勝	225,720,000円	平成27年7月29日 ～平成28年6月10日	(当初契約年月日) 平成27年7月28日	
くらしの安心局 住まいまちづくり課 (東部生活環境事務所)	県営住宅東浜団地第一期工事(56-1棟)(建築)	鳥取市浜坂 四丁目	株式会社田中建設 代表取締役 山田 敏博	(当初契約額) 120,960,000円	平成27年7月22日 ～平成28年1月29日	(当初契約年月日) 平成27年7月21日	